

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ป.4/2563
เรื่อง มาตรการบรรเทาผลกระทบจากสถานการณ์แพร่ระบาดของโรคติดเชื้อไวรัสโคโรนา 2019 (COVID-19)
(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 4/2563 号

件名：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況による影響の緩和措置

仏暦 2548 年（2005 年）1 月 18 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2548 号に引き
続き、

投資委員会に委任された投資委員会事務局は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況により影響を受けている被奨励者を支援するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条及び第 13 条並びに、仏暦 2563 年（2020 年）4 月 13 日付第 2/2563 回投資委員会決議の権限に基づき、以下のように発布する。

1. 生産効率向上のための投資奨励措置を受けている被奨励プロジェクトを対象とする機械の輸入期限及び操業開始期限の延長

1.1 機械の輸入期限及び操業開始期限が仏暦 2563 年（2020 年）1 月 1 日～6 月 30 日の間となっているプロジェクトの場合

機械の輸入期限及び操業開始期限を元の期限終了日から更に 6 ヶ月延長する。但し、仏暦 2563 年（2020 年）8 月末までに延長申請を行うこと。また当該の機械輸入延長取得期間中のみ機械輸入関税を免除する。

1.2 第 1.1 項に該当しないプロジェクトの場合

必要に応じて機械輸入及び操業開始期限の延長を許可する。尚、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行による影響を受けている証拠を提示すること。但し、認可されたプロジェクトの条件通り実行できるよう操業開始期限の延長許可を既に受けたことのあるプロジェクトは機械の輸入期限及び操業開始期限の延長許可の対象外とする。

2. 操業開始期限の延長緩和

操業開始期限が仏暦 2563 年（2020 年）3 月 1 日～6 月 30 日の間となっているプロジェクトの場合は、操業開始期限終了日より 6 ヶ月以内に操業開始申請を行うこと。尚、外国人熟練技術者・専門家の恩典、法人所得税免除の恩典及び、輸出向け製造用の原材料及び必要資材の輸入関税免除の延長に関しては、既存の恩典を得ることができる。

3. IS09002、CMMI 等の国際規格または相当する規格の取得期限の延長緩和

IS09002、CMMI 等の国際規格または相当する規格の取得期限が仏暦 2563 年（2020 年）3 月 1 日～6 月 30 日の間となっているプロジェクトは、元の期限終了日より国際規格の取得期限を 4 ヶ月延長する。

4. 2 ヶ月以上の事業の一時停止許可申請の緩和

被奨励者が仏暦 2563 年（2020 年）3 月 1 日～6 月 30 日の間に、2 ヶ月以上事業を停止する場合、事務局に許可申請の必要がなく、その旨を、オンラインシステムを通じて届け出るだけで良い。また被奨励者は当該事業停止の期間中に、ビザや労働許可証を取得した熟練技術者・専門家である外国人の退任通告を行う必要はない。尚、労働許可期間が終了しても、通常の基準どおり更新が可能である。

発布日：仏暦 2563 年（2020 年）5 月 12 日

（ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット）
投資委員会長官